

## 富津市立小学校及び中学校の体育施設開放利用基準

### 1 学校体育施設開放の目的

富津市における社会体育の振興、普及のために学校の施設を学校教育に支障のない範囲で一般市民の健全な余暇利用の場として開放し、体力つくりとレクリエーション活動に資することを目的とする。(規則第1条)

### 2 開放施設として指定する学校及び施設

市内小中学校全校

屋外運動場、屋内運動場及び武道場並びに付帯設備とする。(規則第2条)

### 令和6年度小中学校体育施設開放指定校及び施設一覧

学校名	開放施設		
	屋外運動場	屋内運動場	武道場
青堀小学校	グラウンド	体育館	
富津小学校	グラウンド	体育館	
飯野小学校	グラウンド	体育館	
大貫小学校	グラウンド	体育館	
吉野小学校	グラウンド	体育館	
佐貫小学校	グラウンド	体育館	
天羽小学校	グラウンド	体育館	
環小学校	グラウンド	体育館	
富津中学校	グラウンド	体育館	柔道場
			剣道場
大佐和中学校	グラウンド	体育館 使用中止中	
	野球場		
	テニスコート		
天羽中学校		体育館	柔道場
		卓球場	剣道場

### 3 各施設の開放場所、実施種目は下記のとおり定める。

#### 小中学校体育施設開放実施種目

富津市立小学校及び中学校の体育施設開放に関する規則第3条に規定する実施種目にについて下記のとおり定める。

開放場所		実施種目			
屋外運動場	グラウンド	軟式野球	サッカー	ドッヂボール	グラウンド・ゴルフ
	野球場	軟式野球			
	テニスコート	ソフトテニス			
屋内運動場	体育館	バスケットボール	バレーボール	バドミントン	ドッジボール
		空手	剣道	なぎなた	体操
		インディアカ	卓球	ドッヂビー	室内ペタンク
		※野球、サッカー、フットサルは遵守事項を守り行うこと。			
武道場	剣道場	空手	剣道	なぎなた	
	柔道場	柔道			

- 特別な用具を使用しない軽スポーツ及びダンスは実施可能とする。
- 上記に定めのない種目については、教育委員会と協議するものとする。

### 4 開放日及び時間

開放は原則として授業のない時で、開放日及び時間は次のとおりとする。

- 屋外運動場 日曜日等学校休業日：午前8時から午後5時まで
- 屋内運動場 平日：午後6時から午後9時まで

日曜日等学校休業日：午前8時から午後9時まで

※体育館の使用は、原則1校につき週2回以内とします。使用希望日時が他の団体と重なる場合は、団体同士で相談・調整して下さい。

**※申請書上は、使用施設について、「主たる使用施設」を含め3希望まで記載できる様式となっていますが、全体の申請状況により使用施設を限らせていただく場合がありますのでご了承ください。**

※屋内体育施設の使用開始時間及び終了時間（午後9時退館）は厳守してください。

### 5 使用対象及び使用許可

- 使用者が10名以上で組織され、かつ、責任者が明確な団体で市教育委員会に使用団体として登録をした場合に限り許可するものとする。（規則第5条）
- 使用者の大半（7割程度）が富津市在住、在勤、在学者であり、責任者は富津市在住者であること。

- ・使用団体の責任者は、使用許可申請書（第2号様式）により原則として使用日の3か月前から7日前までの間に教育委員会及び当該校長の使用許可を受けなければならない。（規則第7条）

申請方法 4月、 5月、 6月分をまとめて → 3月15日までに提出  
7月、 8月、 9月分をまとめて → 6月15日までに提出  
10月、 11月、 12月分をまとめて → 9月15日までに提出  
1月、 2月、 3月分をまとめて → 12月15日までに提出

※中途登録、追加などの場合は、使用する月の前月15日までに提出してください。  
なお、この場合でも上記の3か月を基準としてください。

〈〈申請から許可までのしくみ〉〉

使用団体 → 各学校 → 教育委員会 → 各学校 → 使用団体  
① ② ③ ④

- ①申請書2通（校長宛及び教育委員会宛）を使用団体から各学校へ
- ②各学校が使用可否確認し、教育委員会宛の申請書を各学校から教育委員会へ
- ③使用団体宛ての許可書を発行し、教育委員会から各学校へ
- ④使用団体宛ての許可書を各学校から使用団体へ

## 6 鍵の使用及び管理

- ・各団体において、体育館の合鍵を所持している団体については、厳重な保管をするとともに、目的外使用をしないでください。
- ・紛失や破損した場合は、直ちに生涯学習課へご連絡ください。
- ・学校開放事業を使用しない場合（活動の一定期間休止等）は、一度学校へ鍵を返却してください。

## 7 使用の取消し及び使用者の責任

- ・校長は、許可された以外の目的に当該施設を使用した場合は、直ちに使用許可を取り消すことができる。なお、使用者の心得（規則第10条）に違反したときも同様とする。（規則第8条）
  - ・使用者が施設、設備等に損害を与えた場合は、施設設備破損届（第3号様式）により当該校長に届出をし、その損害を賠償しなければならない。（規則第9条）
- ◎許可条件にありますように、良識ある行動で使用してください。
- ◎目的外使用は行政財産使用申請が必要になりますので、教育総務課（☎80-1340）へお問い合わせください。使用料が発生する場合があります。
- ◎体育施設以外（特別教室等）の使用については、学校にお問い合わせください。